

火薬類譲受・消費許可申請書

平成 年 月 日

新潟県知事
(魚沼地域振興局長

様
様)

住 所

代表者

㊟

名 称		
事務所所在地(電話)		
職 業		
(代表者)住所氏名(年齢)		
火薬類の種類及び数量		
目 的		
譲 受 期 間 (1年をこえないこと)	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	
貯蔵または保管場所		
消費に 関する 事 項	場 所	
	日 時 (期間)	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	危険防止の方法	消費計画書に記載

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

1 火薬類消費計画書（土木工事中用）

(1) 消費概要

発注者					工事名		
契約期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
申請期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日						
総掘削量				今回申請掘削量			爆薬消費量
火薬類消費予定量	種類	4半期	4月~6月	7月~9月	10月~12月	1月~3月	計
	火薬(kg)						
	爆薬(kg)						
	電気雷管(kg)						
	導爆線(m)						

(2) 運搬

ア 運搬距離

〔自社〕火薬庫（庫外貯蔵所）から→ キロメートル→消費場所〔取扱所〕まで
 〔販売店〕

イ 運搬予定回数

〔自社〕火薬庫（庫外貯蔵所）から→ 回/日→消費場所〔取扱所〕まで
 〔販売店〕

ウ 運搬予定数量

〔自社〕火薬庫（庫外貯蔵所）から→ キログラム/回→消費場所〔取扱所〕まで
 〔販売店〕

エ 運搬方法（具体的に方法を記入すること）

オ 運搬容器等

(ア) 施錠できる運搬容器を用いる。

(イ) 運搬人をあらかじめ定めておく。

(3) 保安距離

保安物件名		取扱所 まで	火工所 まで	消費場 所まで
第1種	(国宝建造物、市街地の家屋、学校、保育所、 病院、劇場、競技場、社寺、教会)	m	m	m
第2種	(村落の家屋、公園)			
第3種	(家屋、鉄道、軌道、汽船の常航路、石油タンク、 発電所、工場)			
第4種	(国道、県道、高圧電線、火薬類取扱所、火気の 取扱所)			

(4) 火薬類取扱所

ア 設ける 設けない

イ 構造 1 鉄筋コンクリート造
2 コンクリートブロック造 (位置、構造図又は写真、別紙のとおり)
3 金属製
4 その他

ウ 定員及び存置予定量

定員 名

存置予定量

火 薬	kg	爆 薬	kg	電気雷管	個	工業雷管	個
導火線	m	導爆線	m				

エ 帳簿、取扱心得を備える。

オ その他、工事中 移動する。 移動しない。

カ 見張り人を 配置する。 配置しない。

(5) 火工所

ア 構造

建物を設ける テント張り（構造位置は別図面及び地形図のとおり）

イ 定員及び存置予定量

定員 名

存置予定量

火 薬	kg	爆 薬	kg	電気雷管	個	工業雷管	個
導火線	m	導爆線	m				

ウ 帳簿、取扱心得を備える。

エ その他、工事中移動する。

オ 火薬類が存置する間は見張り人を配置する。

(6) 消費

ア 消費形態 トンネル掘り、明り掘削、採石、水中発破、その他（ ）

イ 消費数量及び発破予定時刻

	1日の消費予定量	発破予定時刻	
火 薬 (kg)		第1回	
爆 薬 (kg)		第2回	
電気雷管 (個)		第3回	
工業雷管 (個)		第4回	
導 火 線 (m)		第5回	
道 爆 線 (m)		第6回	

ウ 発破標示及び危険予防の方法

(ア) 発破時刻及び発破にかかる危険予防の方法に従業員又は一般の人が見易い場所に標示する。

(イ) 発破10分前にサイレンを吹鳴し、関係従業員を退避所に退避せしめるほか、定めた場所に見張人を配置し、通行人の安全を確保する。

(ウ) 人家の周辺又は人の往来のはげしい場所での消費の場合は、ブラステイングマット等を用いて飛石防止の措置をとる。

(7)火薬類取扱従事者名簿

職種	氏名	年齢	資格	所持手帳の区分	施行令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定
取扱保安責任者				保第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
代 理 者				保第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
取扱副保安責任者				保第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
取扱所責任者				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
取扱所見張人				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
火工所責任者				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
火工所見張人				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
発破指揮者				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
発破場所記帳責任者				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
発破作業従事者				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
〃				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
〃				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
〃				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
〃				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
〃				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
その他従事者				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
運搬責任者				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
運搬車				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
警戒見張人				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
〃				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号
				保 第 号	規則第83条第1項 第1号 第2号 第3号 第4号

備考 火薬類取締法施行令第5条に規定する欠格事由に該当しないことの判定の欄には、実施した判定項目に○をつけること。

